

令和 6 年度 長崎市住宅支援リフォーム補助金

屋根の遮熱・断熱塗装による省エネ化、住宅の浴室・便所等のバリアフリー化など、住宅の性能向上及び地場産業の育成を図るため、住宅リフォーム工事に要する費用の一部を助成します。

1 補助制度の概要について

(1) 補助金の種類及び主な対象工事

ア 住宅性能向上リフォーム補助金

- ◆ 屋根、外壁、外部建具、床等の遮熱・断熱改修工事及び節水型便器への取替工事などの「省エネ化工事」
- ◆ 室内の段差解消や手摺設置などの「バリアフリー化工事」

イ ながさき住みよ家リフォーム補助金

上記性能向上リフォーム補助金に該当しない改修工事

※ 詳しくは、「補助対象となるリフォーム工事一覧（例）」参照

(2) 補助対象の条件等（主なもの）

ア 補助対象住宅の条件

- 申請者が居住又は居住を予定する長崎市内の住宅
- ※ 分譲マンション等も対象となります。共用部分については補助対象外となります。
- ※ 店舗や事務所との兼用住宅は、住宅部分の改修が対象となります。

イ 申請者の条件

- 補助対象住宅を所有し、かつ、その住宅に居住又は居住を予定している者
- ※ 居住を予定している方は、完了実績報告書を提出する時までに居住することが条件となります。（住民票移転）
- ※ 所有者が亡くなられている場合、住宅の相続権を確認できる方が申請できます。
- 市税の滞納がないこと。

ウ 対象工事の条件

- 市内に本社がある法人（支社・営業所等のみは不可）、又は市内に住所がある個人に発注する工事であること。
- 補助対象経費が税抜きで 20 万円以上であること。
- 補助金の交付決定日から 90 日以内に工事着工すること。
※ 補助金の交付決定日より前に着工した工事は対象になりません。
- 令和 7 年 3 月 10 日までに工事完了し代金の支払いを終えて「完了実績報告書」の提出が出来る工事。

(3) 補助金額等

ア 住宅性能向上リフォーム補助金

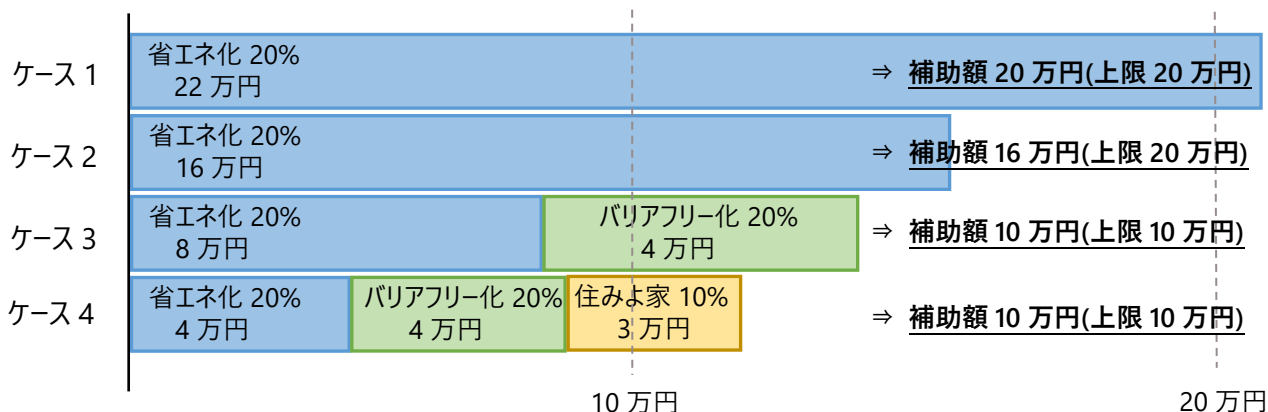
- 省エネ化工事・・・補助対象経費の 20%に相当する額。ただし 20 万円を上限とする。
- バリアフリー化工事・・・補助対象経費の 20%に相当する額。ただし 10 万円を上限とする。

イ ながさき住みよ家リフォーム補助金

補助対象経費の 10%に相当する額。ただし 10 万円を上限とする。

ウ 補助金の併用について

住宅性能向上リフォーム補助金の補助額が 10 万円未満の場合は、ながさき住みよ家リフォーム補助金と併用することができます。その場合、補助金合計額の上限額は 10 万円となります。



2 申請について

(1) 申請の受付期間

補助金申請の集中を防ぐため、受付期間を次の通り分けています。

	第 1 期			第 2 期			第 3 期			第 4 期
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月
性能向上 132,800 千円	44,000 千円 (約 265 件)			44,000 千円 (約 265 件)			44,800 千円 (約 270 件)			
住みよ家 33,600 千円	10,400 千円 (約 130 件)			9,600 千円 (約 120 件)			9,600 千円 (約 120 件)			4,000 千円 (約 50 件)

※ それぞれ、予算がなくなり次第受付終了します。

※ 申請状況に応じ、受付期間及び予算額の配分は変更となる場合がありますので、ご了承ください。

※ 上記を参考に十分なリフォーム計画をお願いします。

(2) 完了実績報告書の提出期限について

補助金交付決定通知書を受け取った方は、工事完了後、完了実績報告書を提出してください。完了実績報告書の提出期限は、次の①②のいずれか早い日です。

① 工事完了日又は工事代金の支払い日のいずれか遅い日から起算して 30 日を経過する日

② 令和 7 年 3 月 10 日 (月)

※ 提出期限までに完了実績報告書の提出が無い場合、交付決定を取り消すことがあります。

(3) 必要書類について

必要書類は、「補助金交付申請の際に必要な書類」参照。

なお、書類様式は、住宅政策室、各地域センター、長崎市のホームページで入手できます。ただし、申請受付は住宅政策室でしかできません。

【問い合わせ】

長崎市住宅政策室 ☎095-829-1189

ホームページはこちら

